

## ．国の主な災害復旧事業・被災者支援制度

2005.1.11

### 1．主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
<b>(1) 公共土木施設災害復旧事業</b> (河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省、農林水産省
<b>(2) 農林水産業施設等災害復旧事業</b> (農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設)	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
<b>(3) 文教施設等災害復旧事業</b> ① 公立学校施設災害復旧事業  ② その他 (国立学校、文化財)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
<b>(4) 厚生施設等災害復旧事業</b> ① 社会福祉施設等災害復旧事業 (生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等) ② 環境衛生施設等災害復旧事業 ③ 医療施設等災害復旧事業 ④ その他 (水道施設、感染症指定医療機関)	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等	厚生労働省、環境省
<b>(5) その他の施設に係る災害復旧事業</b> ① 都市災害復旧事業 (街路、都市排水施設等) ② 公営住宅災害復旧事業 ③ 空港災害復旧事業 ④ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

## 2. 主な被災者支援措置

事項・内容	実施主体等	関係省庁
<b>(1) 生活再建支援</b> ① 災害援護貸付金 ② 生活福祉資金貸付 ③ 母子寡婦福祉資金貸付 ④ 被災者生活再建支援金の支給	市町村（国及び都道府県の貸付） 社会福祉協議会（国及び都道府県の補助） 都道府県、指定都市（国の貸付） 都道府県（被災者生活再建支援基金に委託して支給・国の補助）	厚生労働省 # # 内閣府
<b>(2) 住宅支援</b> 災害復興住宅資金貸付	住宅金融公庫（国の利子補給） 沖縄復興開発金融公庫	国土交通省 内閣府
<b>(3) 事業・生業支援</b> ① 農林漁業者に対する支援 経営資金等の融資  天災融資制度  農林水産業関係災害補償制度  ② 中小企業者に対する支援 災害復旧資金の貸付  災害復旧高度化資金 （既往の高度化事業に係るもの） 中小企業信用保証  小規模企業者等設備導入資金貸付の償還免除	農林漁業金融公庫等 沖縄復興開発金融公庫  農協、銀行等の融資機関（国・地方公共団体による利子補給補助等）  各種共済組合等（国の補助等）  中小企業金融公庫 国民生活金融公庫 商工組合中央金庫（国の利子補給） 沖縄復興開発金融公庫  都道府県・中小企業総合事業団の貸付  都道府県等の信用保証協会（中小企業総合事業団が再保険）  都道府県（国の補助）	農林水産省 内閣府  農林水産省  #  経済産業省 財務省 経済産業省 内閣府  経済産業省  #  #
<b>(4) 税の減免等</b> ① 国税の軽減・納税の猶子等 〔申告、納付等の期限の延長、納税の猶子、租税の軽減免除等〕  ② 地方税の減免・徴収猶子等 〔申告、納付等の期限の延長、徴収猶子、地方税の減免等〕	国  地方公共団体	財務省  総務省

## ・中越地震の復旧・復興に関する補助・支援事業

### 1. 災害関連法の適用状況等

- ( 1 ) 激甚災害の指定
  - 1 ) 公共土木施設への補助のかさ上げ
  - 2 ) 農林水産基盤整備の補助のかさ上げ
  - 3 ) その他の公共事業関連の補助のかさ上げ
- ( 2 ) 住宅再建の支援
  - 1 ) 被災者生活再建支援法に基づく住宅再建の支援制度  
( 国、県合算で最高 400 万円 )
  - 2 ) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度  
( 最高 160 万円 )
- ( 3 ) 災害融資に関する閣議決定
- ( 4 ) 復興基金の活用 ( 3,000 億円 )
- ( 5 ) 被災者の生活再建
  - 1 ) 被災者生活支援金
  - 2 ) 被災者住宅融資制度
  - 3 ) 税、公共料金の減免ほか
- ( 6 ) その他の事業手法
  - 1 ) 防災集団移転促進事業
  - 2 ) 構造改革特別区
  - 3 ) その他

## 2. 激甚災害の指定に基づく支援

分野	対象	支援内容
(本激) 公共土木施設	土木施設、学校、社会福祉施設など	通常の補助に対し、1～2割のかさ上げ(過去5年間の実績 71% 86%)
農林水産	農地、農業用地、林道	通常の補助に対するかさ上げ(過去5年間の農地の実績 84% 92%)
	農協、森林組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場など	1～7割のかさ上げ(20% 30～90%)
	鯉の養殖施設	9/10を下らない率の補助を国が全額補助
事業系	事業協同組合や商工組合等の生産施設、加工施設など	県が行う3/4以内の補助に対し、国が2/3を補助
教育	公立社会教育施設	2/3を補助
	私立学校	1/2を補助
住宅	公営住宅 (罹災者公営住宅建設等事業)	3/4の補助 (一般災害時2/3)
財政調整	小災害の復旧事業費	地方債に係わる元利償還金の基準財政需要額への算入
(局地激甚災害)	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険限度額の別枠化</li> <li>・てん補率の引き上げ</li> <li>・保険料率の引き下げ</li> </ul>
	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還期間を2年以内に延長</li> </ul>

## 3. 閣議決定による災害融資に関する特例措置

分野	対象	支援内容
融資援助	政府系中小企業金融機関の災害融資の金利軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付当初3年間の金利を引き下げる(1.7 0.8%)</li> <li>・限度額は1,000万円 (中小企業団体は3,000万円)</li> </ul>

#### 4 . 防災集団移転促進事業の特例

項 目	内 容
( 1 ) 根拠法	防災のための集団移転促進事業に係わる国の財政上の特別措置等に関する法律
( 2 ) 集団移転促進事業計画の策定  国土交通大臣と協議	計画の記載項目 1 ) 移転促進区域 2 ) 区域内の住民の数、移転予定の住民・世帯・住居の数 3 ) 住宅団地・住宅の整備内容 4 ) 移転者の住宅の建設・購入あるいは宅地購入に関する対する補助内容 5 ) 公共施設の整備内容 6 ) 農地、宅地の買い取り・利用に関すること 7 ) 建築制限、土地利用規制 8 ) 生産基盤の整備、生活確保 9 ) 移転費の補助内容 10) 経費と資金計画
( 3 ) 住民の意向の尊重	・市町村は区域内のすべての住居が移転できるように配慮
( 4 ) 国の補助	下記について 3 / 4 を下回らない割合で補助 1 ) 住宅団地の用地取得と造成の経費 2 ) 移転者の住宅建設・購入・用地購入の補助に要する経費 3 ) 公共施設整備に関する経費 4 ) 移転区域内の農地等の買い取りに要する経費 5 ) 生産基盤の整備・近代化に要する経費 6 ) 移転の補助に要する経費
( 5 ) 課題	移転計画の立案時に住民の合意形成を図ることに時間を要する

## 5 . その他（特例措置）

項 目	内 容
( 1 ) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与える恐れがある場合に、緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事。
( 2 ) 災害関連地域防災崖崩対策事業	激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家 2 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とする崖崩れ防止工事。
( 3 ) 雇用調整助成金 ( 厚生労働省新潟労働局 )	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される。